

第10回裁判 傍聴記

労働協約改定の不当性浮き彫り

杉田 三二（支援する会会長）

本間証人は、退職金八割カットを認める労働協約締結を進めた張本人です。

職場討議が十分だったのか、十分な情報提供、説明と理解があったのか、なぜ団体交渉、全員投票を行わなかったのか等が鋭く問われました。

特に「全員投票が民主的とはいえない」、「退職間際の人ことは特に考えなかった」、「交渉」ではなく、わずか1回の「協議」で一致した」など、これが労働組合幹部なのかと驚かされました。

両中村弁護士の鋭い質問や原告の皆さんの怒りを込めた質問に、本間証人はたじたじとなり、答えられなかったり、はぐらかしたりして、裁判長から注意される場面もありました。また、満杯の傍聴席（一部被告側の動員も含め）からは、たびたび失笑がもれました。

いよいよ裁判は終盤を迎えます。支援する会も結成一周年を迎えます。原告の皆さんと一緒に頑張りましょう。



裁判を傍聴して

- 1 労組組合執行委員長が裁判の証人に立ち会社側に有利(利用された)な証言に、私が現職時代に行った頃には全く考えられない事で驚き、労働組合がここまで理性を失ったのかと失望を感じた。
- 2 退職金80%カットという重大問題を全員投票にすることが、必ずしも民主的とは思わないということを繰り返すしていた事にはあきれかえった。
- 3 益々本件の正当性があきらかになってきた。勝利のために全力で闘う勝利は目の前に来ていることの確信をもって進む。

(細井 昭吾)

原点に立ちかえった組合運動を

最近の労働運動は、組合員の声よりも経営側の主張にそって運動が進められている。これが今の組合運動の主流なのかなあ、と考えさせられました。裁判を傍聴していて、ふと、新潟県厚生連不当労働行為事件(河内イヨ事件)が思い浮かびました。

この事件も組合専従役員が使用者側の証人に立つという異例の裁判でした。組合役員はもう一度組合運動の原点に立ちかえり、弱い人の見方になってもらいたいと思いました。

(女性会員)